

京都市廃棄物減量等推進審議会「第4回ごみ搬入手数料等検討部会」
摘録

【日時】令和4年8月24日（水） 午後3時～午後5時

【場所】キャンパスプラザ京都 2階 第2会議室

【出席委員】有地委員、岩井委員、上田委員（オンライン参加）、崎田委員（オンライン参加）、
下村委員（オンライン参加）、新川委員、宮崎委員（オンライン参加）、山川委員、
山根委員

【欠席委員】郡嶋委員（意見書提出）

I 今後のスケジュールについて【資料1】

（事務局）

資料1（今後のスケジュール）に基づき説明。

II 議事1：民間リサイクル促進の方策について【資料2～3】

（事務局）

資料2（民間リサイクルの状況等）、資料3（審議事項（民間リサイクルを促進するための方策））
に基づき説明。

（山川部会長）

委員の方々から、御意見や御質問等をお伺いする。

なお、欠席の郡嶋委員から事前に意見をいただいているので、事務局から紹介いただきたい。

（郡嶋委員（事務局代読））

ごみ搬入手数料と民間リサイクル料金との価格差について、リサイクル経済や循環経済を目指していくなれば、ごみ搬入手数料が民間リサイクル料金などを上回らなければ、リサイクルは進まない。一方で、あまりにごみ搬入手数料が高いと不法投棄に注意が必要である。

また、市内でのリサイクルを促進するために、市外のリサイクル施設への搬入について「別途料金を取ることができる」とし、特別な運搬サービス料金を設けてはどうか。リサイクルを強力に推進するためには、前払い方式のような形でごみ搬入手数料にリサイクル料金を上乗せし、リサイクルした量に対して補助金を出す「ADF」や「デポジット」のような仕組みも望ましく、リサイクルの過大申請といった虚偽申告があった場合には、補助金の没収と課徴金を検討すべきである。

民間リサイクルを促進するためのその他の方策について、木質ごみのリサイクル促進は、供給と需要の両面を考えなければならない。リサイクル製品の活用を促進する策としては、京都市の管理する公園等で土壌改良剤や堆肥として優先的に利用する、また、そういったことを評価して公園等の管理を行う、いわゆる「グリーン公共調達」を行うべきである。

食品廃棄物は、減量・リユースを優先したうえで、質の高いものから低いものの順に繰り返しリサイクルする「カスケード利用」の優先順位でリサイクルすべきである。小売店については、まず、アプリを活用しながら、価格を下げて販売する。次に、フードドライブを行い、市は、フードバンクや子ども食堂のルートやルール作りに積極的に関与・推進する。次に、家畜の飼料等に活用する。最後に、堆肥化や燃料化を行う。また、旅館等では、一律のメニューではなく、前もって、客が選択できるメニューにして、好き嫌いによる食べ残しを減らす、いわゆる「星のや方式」を採用してはどうか。結婚式や宴会においても同様の策が考えられる。レストランでは、

テラサイクルという企業が、容器の回収と再利用を行う「loop」という事業を行っており、コロナ禍で欧米を中心に盛んになっている。それを応用し、京都市もモデル事業として、リユース容器による食べ残しの持ち帰りに取り組んではどうか。また、これらの方策のほか、事業者の「減量計画」作成を強化してはどうか。

(山川部会長)

ADFは自動車リサイクル法などで商品を買う段階でリサイクル料金を支払う仕組みであり、リサイクル促進に有効な仕組みではあるが、自治体の搬入手数料に適用することは難しいと思う。もう少し活用できるのであれば議論すべきだが、郡嶋委員が欠席のため、出席された際に議論することとし、今回は省略させていただく。

手数料をリサイクル料金より高くすべきという意見について、手数料が原価を上回ることは基本的にできないと思うが、その点について、事務局はどう考えているか。また、制度的に可能なのか。

(事務局)

リサイクルの促進という観点での貴重な御意見ではあるが、現状、手数料が原価を大きく下回っている状況下において、まずは原価との比較が重要であり、一足飛びにそういった料金設定は難しいと考える。

(山根委員)

木質ごみについて、街路樹せん定等の京都市発注事業において、入札時の仕様書で、発生した木質ごみをどのように処分すべきかを指定していないのか。入札では、どうしても安さが優先され、処理料金の安い施設に搬入することを前提とした事業者が落札することになるため、そういった対応が必要だと思う。

許可業者のアンケートでは、民間リサイクル施設に搬入することがあると回答している割合が高いが、おそらく、過去に民間リサイクル施設を利用したことがあるといった程度であり、日頃から意識的にそういったことに取り組んでいる許可業者はほとんどいないと思う。家具等をリサイクル施設に搬入しても、金属品が含まれることを理由に断られることもあり、許可業者が取り組む意欲は低い。リサイクルを促進するためには、市自らが受け入れたせん定枝などを選別し、燃料チップ化してはどうかと思う。

食品リサイクルについては、市内に食品リサイクル施設がない中、どのように進めるのか。我々の場合、比較的近い滋賀県の施設の受入施設では余力がないとして受入を断られ、三重県まで運搬している。これが本当に環境に良いことなのか。保管や積替えができればまだ良いかもしれないが、生ごみなのでそれも難しい。リサイクル施設もすごい臭いの中でリサイクルして下さっており、そういった実態も理解していただきたい。そもそも、市民が生ごみのリサイクルに取り組んでいない中、事業者だけ取り組むということにも違和感がある。そのため、まずは、上流対策として発生抑制を徹底することが重要であり、中長期的な方策ということであれば、食品リサイクル施設が市内にできてから議論してはどうかと思う。許可業者としても、利益が出るならもちろん積極的に働きかけに取り組むが、追加的な経費をかけてまで食品リサイクルしようとする排出事業者は少なく、現状はそういう状況でない。

(事務局)

市が行う公園や街路樹のせん定について、仕様書の中で、可能な限りリサイクルしたうえで、リサイクルできないもののみをクリーンセンターに搬入することとなっている。その他の公共施設から発生するせん定枝等については、現在、関係部局にそういった仕様にするよう働きかけを行って

いるところである。

クリーンセンターでの木質ごみのリサイクルについて、木くずは民間リサイクル施設で賄えるだけの処理能力が市内にあることから、民間に任せる形でリサイクルの促進を図ってきたところである。一方、木質ごみの中には、剪定枝のほか、家具など様々な品目があることから、品目別に細かく検討していく必要があり、今後の検討の余地として受け止めさせていただければと思う。

（山川部会長）

市内に食品リサイクル施設はない一方、京都府内にはあるが、その施設に搬入せずに他府県の施設に搬入するのはどのような理由か。

（山根委員）

どの許可業者でも当該施設に搬入できるわけではないと聞いている。

（崎田委員）

ごみ搬入手数料と民間リサイクル料金の価格差について、できるだけ差を埋めていくことが当然の流れであり、まずは手数料を原価に近づけることが重要だと考える。

木質ごみについて、せん定枝をリサイクル施設に搬入した事業者は、そのリサイクル製品を購入しやすくなるなど、リサイクル業者と連携した取組も重要だと思う。家具については、少し修理してリユースするような場を市内につくることが重要だと思う。

食品廃棄物については、まずは食品ロス削減を徹底することが重要であり、京都市は食品ロス削減推進計画を策定しているが、皆様の協力のもと、そういった計画を着実に推進することが重要である。食品リサイクル法では、報告の義務を課せられていない規模の小さな事業者についても、食品リサイクルにしっかり取り組まなければならないことになっているので、例えば同種のホテルや旅館が連携して回収ルートを作り、そこを収集業者にうまく回っていただくことでリサイクルループを作るといった新たな取組も必要だと感じている。また、京都市の「特定食品関連事業者」の規模要件を引き下げ、できるだけ多くの事業者に関心を持っていただくなど、制度を見直していくことも重要だと思う。

（新川委員）

リサイクル業者へのアンケート結果では、リサイクルが進まない要因として、市の搬入手数料の安さを理由としているが、リサイクル業者も努力が必要であり、その努力なくして、リサイクル業者のために、搬入手数料を上げることは納得し難い。その他の上流対策が重要であり、グループ企業による搬入しか認めていないリサイクル業者もある中、リサイクル業者自らが利用者を増やすために努力することが必要である。また、リサイクルには経費がかかり、排出事業者にそのことを納得いただけるかどうかも重要である。リサイクルのためには、最終的に許可業者が排出事業者にお願いをしなければならず、なかなか理解していただけないのが実態である。

家具等のリユースも重要だと思う。崎田委員の発言にもあったが、市がそういう施設をつくるというよりは、許可業者がそのような場に持っていくことを、市の裁量で認めていただけるようになればと考えている。

（有地委員）

地球温暖化対策では 2030 年が大きな目標となっている。ウクライナ侵攻もあり、資源を海外から輸入するのではなく、なるべく国内で資源を生み出していこうという流れになっており、そういったことを後押しする ESG 投資等の仕組みづくりも進められている。

木質ごみと食品廃棄物についても、分別すれば資源になる有用なものである。これからの許可

業者は、資源回収業者やエネルギー創出業者としての可能性を秘めており、その役割を担っていると思う。2030年には許可業者が主役となり、一体となって事業を行うことを後押しする仕組みづくりを進めることができると思う。

（新川委員）

許可業者は75社あり、各社の考え方もそれぞれ異なるので、一つになることは不可能に近い。

組合の取組として、組合の敷地を使い、リサイクルの拠点を作ろうとしたことが過去にあったが、周辺住民の反対があり、市の許可が下りず、実現しなかった。クリーンセンターの敷地を貸していただければ、そういった取組も可能になるかもしれない。広島市では、市が焼却工場の敷地を貸し、発泡スチロールのリサイクルが行われている事例があるはずである。

（事務局）

市内に施設を誘致・整備することは、それに取り組んで下さる業者がいるかといったことも含め、大きなハードルがある。施設整備の検討においては、クリーンセンターの敷地活用も一つの選択肢とさせていただければと思う。

（山川部会長）

搬入手数料と民間リサイクル料金の価格差については、搬入手数料を民間リサイクル料金に近づける必要があるという意見がある一方、リサイクル業者がリサイクル料金を下げるといった努力をすることも必要という意見もあった。そうした中、搬入手数料をどうするかは、次の議題で議論を深めることができると思う。

また、食品廃棄物はリサイクル施設が市内にない中で、中長期的には市内の施設整備を含め、考えていく必要があるという意見があった。その他いくつかアイデアをいただいたので、事務局で整理のうえ、必要に応じて委員にヒアリングするなどし、答申にどう書き込むかを調整いただき、検討課題ということであれば、次回検討することにさせていただければと思う。

Ⅲ 議事2：搬入手数料の水準等について【資料4～5】

（事務局）

資料4（搬入手数料の水準及び手数料改定に関する資料）、資料5（審議事項（ごみ搬入手数料の水準等））に基づき説明。

（山川部会長）

各委員の方々からご意見、ご質問等をお伺いする。

（山根委員）

業者収集ごみについて、手数料改定は難しいという実感があり、許可業者が利益を減らすことになるように思えてならない。既に、新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ侵攻に伴う物価や人件費の高騰の影響を受け、現状、ほとんど利益が出ていない許可業者が多い中、手数料改定とは別に値上げをする必要がある。物価高騰等を理由に値上げをしてから、またすぐに手数料改定に伴う値上げとなれば、排出事業者の理解も得づらいため、手数料改定の時期としては非常に悪い。手数料改定の議論の契機は、市の財政難であったはずだが、先日、市長が財政危機は回避したと発言しており、排出事業者に手数料改定の理由をどう説明するのかという心配もある。もちろん、市を信じて説明の仕方は任せるが、時期については特にしっかり考えていただきたい。改定は1～3年よりもさらに先にしていただきたい。

また、神戸市や大阪市など、近隣の京都市と同規模程度の市町村は京都市よりも搬入手数料が安い。そのため、京都市の搬入手数料が非常に安いとは思っていない。

(崎田委員)

業者収集ごみの改定の時期は、京都市に十分に考えていただく必要がある。

手数料算定基礎額については、今後の取組により、どの程度まで下げることができるかが重要である一方、直近の手数料算定基礎額が 2,200 円/100kg から 2,400 円/100kg 程度とのことだったと思うので、業者収集ごみの現行手数料 1,000 円/100kg とは少し差がありすぎる。市も手数料算定基礎額を下げる努力が必要であるが、排出事業者ももう少し支払いに協力するという両方が必要であり、そういったことを踏まえた金額設定にすることが重要だと思う。私が住んでいる東京 23 区や政令市平均が 1,500 円/100kg 程度であり、その程度の市町村が多い中、京都市も少なくとも 1,500 円/100kg 程度の金額に改定することが必要だと思う。

(有地委員)

処理原価相当の徴収を目指すよう国が方針を出しており、これに従うとすると、京都市は 2,000 円/100kg 程度を目指すことになり、「ある時期に 2,000 円/100kg にする」ということを決めておいた方が、計画が立てやすくなる。例えば、2030 年に 2,000 円/100kg にするということを決め、それまでの 8 年間の間に途中段階として 1,500 円/100kg に改定することや、手数料改定による増収分を新しい施設への投資資金や市民・事業者に対するキャンペーン費用、新しい制度作り等に活用することを担保したうえで、改定することも考えられる。

(事務局)

欠席の郡嶋委員から関連する意見をいただいているので、紹介させていただく。

(郡嶋委員(事務局代読))

「原価相当の料金を徴収することが望ましい」という方針は、原価が効率的であるということを示さないと説得力に欠ける。いわゆる「親方日の丸」的経営であれば、競争原理が働かず、また、組織上の非効率も存在する。一方、「リサイクルを促進する」水準にするという説明であれば、非効率な運営であっても、批判されることはない。

(新川委員)

山根委員と同様の発言になるが、業者収集ごみの手数料について、大阪市や神戸市といった関西の政令市は京都市よりも安く、関西と関東では経済の規模も異なる。また、とにかく、改定するには時期が悪い。

前回改定では、最後は許可業者任せになり、排出事業者には値上げを断られることもあって苦労した。同じ商店街でも、複数の異なる許可業者がごみを回収しており、一方の許可業者が値上げをして、一方の許可業者は値上げをしないというような混乱を招くこともあった。

今後、社会情勢が落ち着き、景気が好転し、排出事業者に値上げを納得いただけるような状況になればありがたいが、数年後でさえ見通すことはできない。2030 年に 2,000 円/100kg という話もあったが、我々許可業者も排出事業者に納得いただけるなら、改定について何も言わない。しかしながら、納得していただけない。水準についても、単純に「かかっている費用が負担いただくべき水準です」ということではなく、京都市も費用を抑える努力をしなければならない。改定に当たっては、そのことを排出事業者丁寧に説明する必要がある。先日、市長が財政危機を回避したと会見していたが、言葉足らずだったと思う。排出事業者に納得いただけるような説明方法について、委員の皆様のお知恵をお借りしたい。

（上田委員）

商店街でも、許可業者と交渉して値段が決まることもあるが、それよりも京都市がしっかりとした指針を示し、適正な価格を示していただいた方がよい。

新川委員のおっしゃる通り、改定するには時期が悪く、先を見通しにくい中ではあるが、京都市が先頭に立ち、告知を徹底していただければ、排出事業者にも御理解いただけるのではないかと思う。

（山川部会長）

前回の部会議論でも、排出事業者に理解いただくための方策として、ガイドライン等を考えながら行政がしっかり対応していくという話であった。

（事務局）

手数料改定が決まった場合には、京都市が先頭に立ち、御理解を求めていく必要がある。許可業者や排出事業者の皆様の知恵をお借りしながら、全力で対応していく。

（山川部会長）

時期が悪いということについては、皆様が同様に思っていることであり、すぐに改定するのではなく、適切なタイミングをとる必要がある。周知・据置期間の設定や激変緩和として段階的な改定を行い、あるべき水準と現行水準との中間的な水準として設定するという意見もあるが、この点についてどうか。

（新川委員）

業者収集ごみの前回改定では、激変緩和として、2年間の期間を設けたうえで3段階の改定を行ったが、経営体力がある許可業者を中心に、1回目と2回目は値上げを行わずに3回目だけ値上げを行う許可業者もあり、足並みがそろわなかった。そのため、金額を引き上げる場合、2～3年間の期間を設けたうえで、激変緩和を講じながらもある程度一気に上げた方がよい。前回改定は減免廃止による改定であり、前回と今回の激変緩和は別物と考えている。

先を見据えるということであれば、8年後に2,000円/100kgといった水準を決める必要が出てくるが、そのためには京都市が削り代のある費用を削ることが重要であり、そうすれば、京都市の本気度も伝わる。京都市は多くが中小の排出事業者であり、そういった排出事業者の理解を得ることが重要であり、それがうまくいかなければ必ず失敗する。

ただし、あくまで改定する場合はという趣旨での意見である。我々許可業者や排出事業者の立場としては、今回は改定を見送り、数年後に再度議論してはどうかという意見が本音である。

数年後の社会情勢を見通すことでさえ難しいため、点検期間も必要だと思う。

（有地委員）

どのようなことであっても、目標があることで計画を立てやすくなると思う。

例えば、民間リサイクル施設を作る場合、リサイクル業者は中長期的な計画が必要であり、お金の融資も受けなければならない。そのため、2030年に手数料が上がるということが決まっていた方が、それに合わせてリサイクル施設を整備するといった計画を立てやすくなる。また、手数料が2倍になるということが決まっていれば、排出事業者はそれに向けてごみを半減すれば費用負担も変わらずに済むので、そういった計画を立てやすくなる。

また、持込ごみの料金体系を累進制から単純比例制に移行するというミッションもあるので、その時期に合わせて1,500円/100kgにするという考え方もあると思う。

なお、業者収集ごみと持込ごみは同一料金にすることが望ましいと思う。

(山川部会長)

業者収集ごみと持込ごみとで、激変緩和等に関する考え方の違いがあれば、事務局の御意見をうかがいたい。

(事務局)

業者収集ごみと持込ごみとでは、ごみの排出実態等が大きく異なっている。持込ごみは基本的に、スポット的な排出であり、排出者が直接搬入して手数料を納金している。一方、業者収集ごみは、許可業者が搬入し、許可業者を通じて間接的に手数料を納金していただいている中で、排出事業者に御理解をいただく必要があり、それには時間を要すると考えている。そのため、負担者に納得いただくための必要期間や考え方は、両者で異なり、水準についても、両者をいきなり同一料金にすることは難しいと考えている。業者収集ごみは 1,000 円/100kg であるのに対し、持込ごみは累進制や最低料金の設定により、単価としてはすでに 1,700 円/100kg 程度負担いただいております、そういった違いも踏まえる必要があると考えている。

(山川部会長)

激変緩和等の考え方について、持込ごみと業者収集ごみとで分けた方がよいという事務局の説明について、何か異論はあるか。

— 各委員から異論なし —

(新川委員)

少し話がずれて恐縮だが、これまで事業ごみを大きく減らしてきているにもかかわらず、ごみ減量に伴う手数料改定という説明をすれば、反発する許可業者も出てくると思う。業者収集ごみと持込ごみのそれぞれについて、この間どれだけ減らしてきたか、また、これまでどれだけ努力してきたかをしっかりと示していただき、そのことを御理解いただいたうえで、議論していただきたい。

(山川部会長)

京都市がごみを半減できたのは、排出事業者や許可業者の皆様の努力の賜物であり、その点はしっかりと共有する必要がある。

一方、有地委員からも御意見があったが、2050 年ネットゼロといった目標を踏まえると、資源循環や廃棄物の削減の分野でも更に進めていく必要がある。そういった中で、排出事業者や許可業者に御理解いただきながら、どういったところを目指すべきかという議論を進めていく必要がある。

(山根委員)

業者収集ごみと持込ごみの両方に関わる話だが、手数料改定に伴って、契約上限額 800 円/100L についても見直しが必要だと思う。この金額は長らく変わっておらず、消費税の改正時でも変わっていない。

(新川委員)

もちろん、上限額いっぱいの料金をいただいているわけではなく、大きく下回った料金をいただいていることは申し添えさせていただく。

また、手数料の単位が重量であるのに対して契約上限額の単位がリットルであることもわかりづらく、使いづらいことがある。許可業者全員に聞いたうえで、上限額の見直しと併せて対応を検討する必要があると思う。

(山川部会長)

契約上限額については、市と許可業者との間でしっかり相談のうえ、実態を踏まえた意味のあるものになるよう、対応を検討していただきたい。

本日いただいた意見を整理の上、継続議論として、次回再度議論させていただければと思う。持込ごみの水準等についてもあまり議論ができなかったため、それを含めて次回再度議論させていただきたい。

IV 閉会

(事務局)

いただいた御意見については、今後の検討につなげていきたい。

以上をもって、本日の部会を閉会する。次回の開催については、後日、日程調整させていただく。

(閉会)